

審判所で働いてキャリアアップを図ろう！

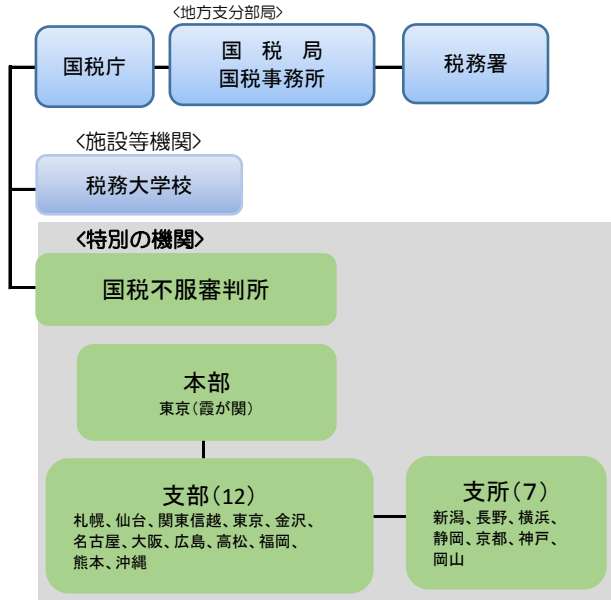
～ その前に、そもそも審判所って何？ ～

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分(税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど)に不服がある納税者が行う審査請求に対する裁決を行う機関(国税庁の特別の機関)です。

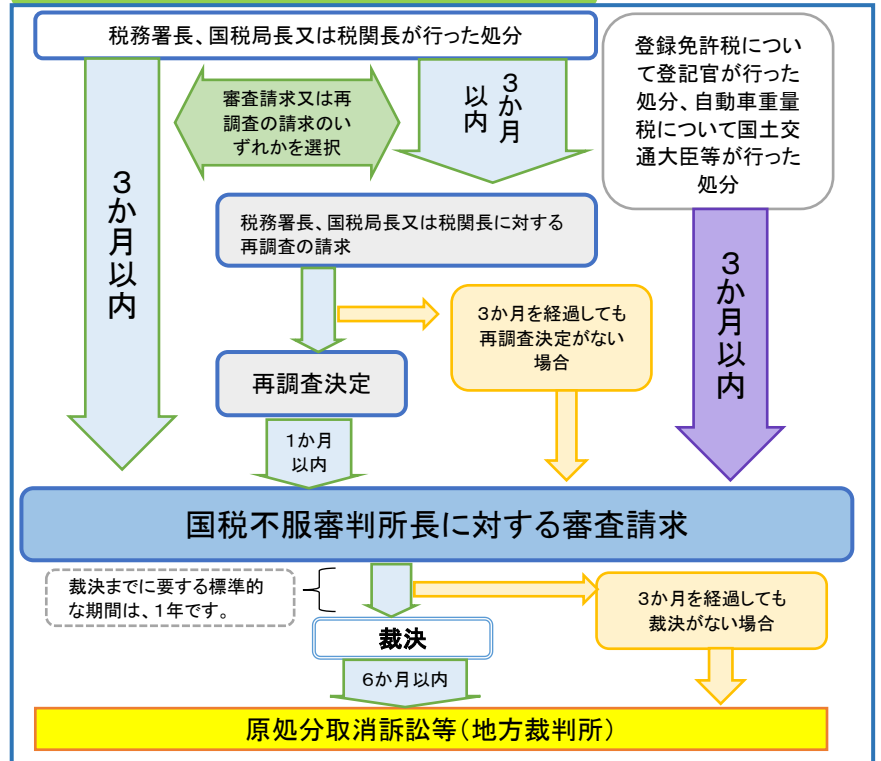
1 国税不服審判所の組織

国税不服審判所には、東京(霞が関)にある本部のほか、全国に12か所の支部と7か所の支所があります。

【組織図】



2 国税に関する不服申立制度の概要図



3 国税不服審判所の特色

国税不服審判所には次のような特色があります。

- 国税不服審判所長が行う審査請求に対する裁決は、それぞれ独立した立場にある3名以上の国税審判官等(担当審判官及び参加審判官)で構成する合議体の議決に基づいて行われます。
- 国税不服審判所長や東京支部、大阪支部の長である首席国税審判官などの主要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用しています。
また、国税審判官には、**公認会計士や税理士、弁護士などの職にあった民間の専門家も任用しており、合議体を構成する国税審判官の半数程度がこうした民間の専門家出身となっております。**

1 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

2 応募条件

- 公認会計士、税理士、弁護士、大学の教授又は准教授等の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- 職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

3 募集の概要

- 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下、「任期付職員法」)に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
- 採用人数 十数名程度
- 採用日 令和5年7月10日(予定)
- 任用期間 採用日から3年間又は2年間(更新の可能性があります。)
- 勤務地 全国の国税不服審判所支部又は支所
- 給与 任期付職員法に基づき支給(年収840万円から1,000万円程度を予定)

令和4年8月1日(月)から10月21日(金)まで募集を実施しています。

詳しくは

国税不服審判所

を

検索

ホームページアドレス <https://www.kfs.go.jp>

《お問い合わせ先》 仙台国税不服審判所 管理課 (TEL022-221-7561)